建通新聞
2004年2月10日
8面

負の遺産 活用への一歩

～土壌汚染対策法施行から1年～

全4回の1

失われる「実態把握の機会」

アースアプレイザル取締役　西田　道夫

土壌汚染対策法が施行されて1年が過ぎようとしている。従来であれば法が施行されるとその分野での事業が活性化する事例が多い。しかし、土壌汚染対策法施行後に調査・対策の実施例が大幅に増加したという話は、ほとんど聞くことはない。

土壌汚染対策法の施行状況については環境省より3カ月ごとに報告されているが、9カ月経過した平成15年11月15日現在では、下の表にある通り調査に着手した件数は64件に過ぎない。環境省に登録された指定調査機関は平成15年11月現在では130社・団体を超えていることと比べると、あまりにもアンバランスであると考えられる。

一方、全国地質調査業協会連合会（全地連、以下同）で会員を対象としているのだろうか。

多くの場合は不動産評価に関連して受注動向を調査しているが、その結果によれば平成15年度前期（4月～9月）では、約170社の回答ではあるが37億円の受注報告があり、月平均で6億円以上となる。

両者を比較することにより、土壌汚染対策法に従って実施される調査・対策が、土壌汚染対策の一部に過ぎないことが分かる。即ち、日本で は土壌汚染対策が表面化しているものが少ないのである。

それでは全地連の会員が行っている土壌汚染の対策はどのような契機、またはどのような事例を対象としているのだろうか。

多くの場合は不動産評価に関連して調査・対策が実施されていると思われる。最近ではリストラに伴う企業評価の1項目に土壌汚染の状況把握、さらには主に外資系企業による企業買収に関連するデューデリジェンス調査では、土壌汚染に関する情報の分析が必須となっている。また、金融機関においても不動産を評価する場合に、土壌汚染調査を行うケースが増加している。

協同組合地盤環境技術研究センターとケイアイ不動産鑑定などの共同出資で設立したアースアプレイザルでは、地図情報に基づいた不動産の土壌汚染の可能性情報を提供するサービスを昨年より本格的に開始したが、主に不動産鑑定士を顧客として毎月30件以上の実績がある。

このような状況から、土壌汚染について社会的な関心が高くなっていることは間違いない。土壌汚染対策法の施行がその一因であることは想像されるが、土壌汚染対策法の対象となる事例があまりにも少ないことも事実である。換言すれば、土壌汚染対策法のゆを超えたところで大部分の土壌汚染の調査・対策が行われているというわけである。

このことは土壌汚染が顕在化することなく調査・対策が実施されている、つまり、土壌汚染の実態を把握する機会を失っているという日本の実態の表れであろう。

土壌汚染対策法の施行状況（平成15年11月15日現在：環境省資料から）

＜法第3条関係＞	
■有害物質使用特定施設の使用が廃止された件数	373件
■土壌汚染状況調査の結果報告件数	38件
■土壌汚染状況調査を実施中の件数	26件
■都道府県知事の確認により調査猶予された件数	205件
■上記確認手続き中の件数	71件
■その他（調査を実施するか、確認の手続きを行うか行政において検討中のものなどを含む）	39件
＜法第4条関係＞	
■調査命令を発出した件数（指定区域としての指定はなし）	1件
＜法第5条関係＞	
■基準に適合しない汚染が認められ指定区域として指定した件数	4件

696-040210